

消費税の届出書について

事業者は、消費税法に規定されている各種の届出等の要件に該当する事由が生じた場合などには、その旨を記載した届出書を提出しなければなりません。このパンフレットでは、消費税に関する主な届出書の内容や提出時期、また、提出に当たっての注意点等を説明しています。

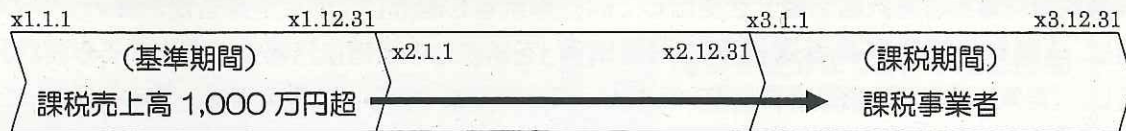
① 消費税課税事業者届出書

提出
時期

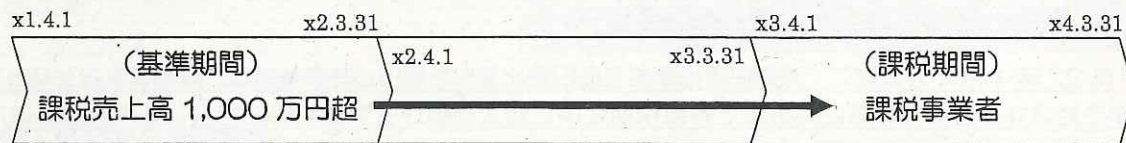
事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超えた事業者は消費税の課税事業者となり、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

○ 個人事業者の場合の基準期間と課税期間



○ 法人(3月末決算)の場合の基準期間と課税期間



* 基準期間とは、個人事業者についてはその年の前々年、法人については、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

* 課税期間とは、納付すべき消費税額の計算の基礎となる期間であり、原則として、個人事業者は暦年、法人は事業年度をいいます。

* 課税売上高とは、消費税が課税される取引の売上金額(消費税及び地方消費税に相当する額を除く。)と輸出取引等の免税売上金額の合計額をいいます(売上返品等に係る金額がある場合には、これらの金額を控除した残額)。

(注) 基準期間が免税事業者であった場合、その基準期間における課税売上高には、消費税が含まれていないので、その基準期間における課税売上高の計算時には税抜き処理を行う必要はありません。

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が 1,000 万円以上である法人は、その課税期間の納税義務が免除されません。この場合、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」の提出が必要です(→ ④ 参照)。

基準期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合

新たに課税事業者となる方は、「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」の提出が必要です。

(注) 平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する年又は事業年度については、基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても特定期間(*)における課税売上高が 1,000 万円を超えた場合、当課税期間は課税事業者となります。なお、特定期間における 1,000 万円の判定は課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額により判定することもできます。

特定期間における課税売上高又は給与等支払額により判定を行った結果、課税事業者に該当することとなった場合には、「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を納税地の所轄税務署長に速やかに提出する必要があります。

* 特定期間とは、個人事業者の場合は、その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間をいい、法人の場合は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ」(平成 23 年 9 月)をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)からダウンロードすることができます。

② 消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合には、「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

③ 消費税課税事業者選択届出書

提出
時期

選択しようとする課税期間の
初日の前日まで

基準期間における課税売上高が1,000万円以下の事業者であっても、「消費税課税事業者選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、課税事業者となることができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から課税事業者となることができます。

課税事業者を選択していた事業者が選択をやめようとするときは

消費税課税事業者選択不適用届出書

提出
時期

選択をやめようとする課税期間
の初日の前日まで

「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者を選択していた事業者が、選択をやめようとするときは、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、「消費税課税事業者選択届出書」を提出して課税事業者となった事業者は、事業を廃止した場合を除き、課税事業者となった日から2年間は、免税事業者となることはできません。

ご注意

調整対象固定資産を取得した場合は・・・

平成22年4月1日以後に「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者は、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、納税義務が免除されません。また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成22年4月）」をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることができます。

④ 消費税の新設法人に該当する旨の届出書

提出
時期

事由が生じた場合、速やかに

その事業年度の基準期間がない法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円以上である法人（以下「新設法人」といいます。）は、その課税期間の納税義務が免除されません。新設法人に該当する場合は、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

なお、「法人設立届出書」の提出時に、その届出書に消費税の新設法人に該当する旨を記載したときは、改めて「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

ご注意

調整対象固定資産を取得した場合は・・・

平成22年4月1日以後に設立した新設法人が、基準期間がない各課税期間中に購入価額から消費税等に相当する金額を除いた金額が100万円以上の固定資産（調整対象固定資産）の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合には、調整対象固定資産の課税仕入れを行った日の属する課税期間の初日から原則として3年間は、納税義務が免除されません。また、簡易課税制度を適用して申告することもできません。

詳しくは、パンフレット「消費税法改正のお知らせ（平成22年4月）」をご覧ください。同パンフレットは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）からダウンロードすることができます。

⑤ 任意の中間申告書を提出する旨の届出書

提出
時期

適用を受けようとする6月中間申告
対象期間の末日まで

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）は、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができます。

- * 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- * 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。
なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間（平成27年3月末決算分）から適用されます。

⑥ 消費税簡易課税制度選択届出書

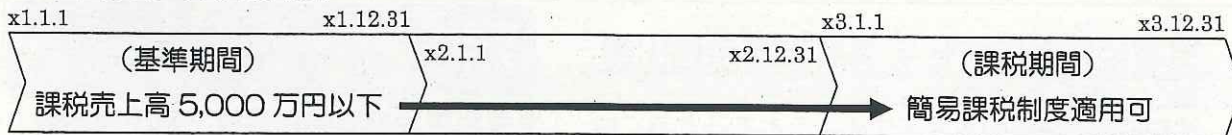
提出
時期

適用を受けようとする課税期間
の初日の前日まで

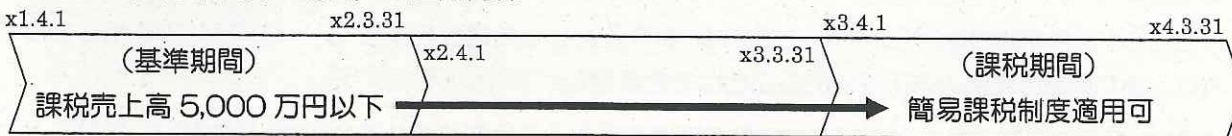
その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下である事業者は、「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、簡易課税制度を選択することができます。

なお、新規開業等した事業者は、その開業等した課税期間の末日までにこの届出書を提出すれば、開業等した日の属する課税期間から簡易課税制度の適用を受けることができます。

○ 個人事業者の適用関係



○ 法人（3月末決算の場合）の適用関係



* 簡易課税制度とは、課税売上高から納付する消費税額を計算する制度です。

具体的には、課税期間における課税標準額に対する消費税額に事業区分ごとに定められた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額が、仕入控除税額となります。

したがって、実際の課税仕入れ等に係る消費税額を計算する必要はなく、課税売上高のみから納付する消費税額を算出することができます。

簡易課税制度の選択をやめようとするときは

消費税簡易課税制度選択不適用届出書

提出
時期

適用をやめようとする課税期間
の初日の前日まで

簡易課税制度の適用を受けている事業者が、その適用をやめようとする場合は、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、簡易課税制度の適用を受けている事業者は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出して、その適用をやめることはできません。

⑦ 消費税課税期間特例選択・変更届出書

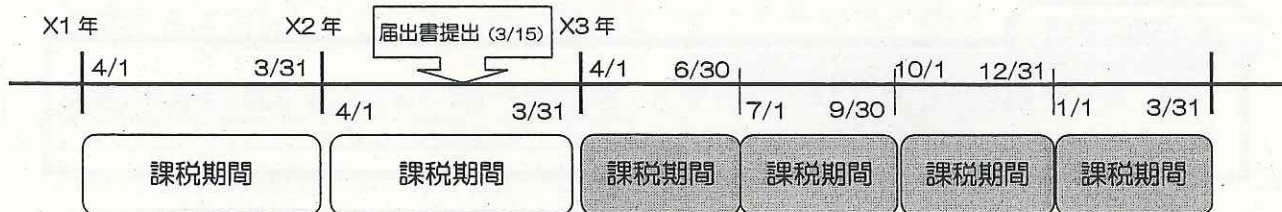
提出
時期

適用を受けようとする課税期間
の初日の前日まで

課税期間は、個人事業者については暦年、法人については事業年度ですが、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出することにより、3月又は1月ごとに区分した期間に短縮することができます。

この届出書を提出して課税期間の特例を受けようとする場合には、特例を受けようとする「短縮に係る課税期間（3月又は1月ごとに区分した期間）」の初日の前日までに提出しなければなりません。ただし、新規開業等した事業者については、この届出書を提出した日の属する3月又は1月ごとに区分した期間からこの特例の適用を受けることができます。

○（参考）3月特例の課税期間（事業年度が1年の3月末決算法人の場合）



3月特例を1月特例に、又は1月特例を3月特例に変更する場合も、「消費税課税期間特例選択・変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。この場合の提出時期は、変更しようとする「短縮に係る課税期間」の初日の前日までとなります。

なお、この特例の適用を受けている場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、他の課税期間の特例に変更することはできません。

課税期間の特例の適用をやめようとするときは

消費税課税期間特例選択不適用届出書

提出
時期

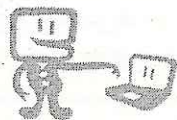
適用をやめようとする課税期間
の初日の前日まで

課税期間の特例の適用をやめようとするときには、「消費税課税期間特例選択不適用届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

ただし、課税期間の特例を選択した場合は、事業を廃止した場合を除き、2年間継続して適用した後でなければ、課税期間の特例の適用をやめることはできません。

なお、年又は事業年度の途中でこの特例の適用を受けることをやめた場合には、その適用しないこととした課税期間の開始日以後、その年の12月31日又はその事業年度の終了する日までが一課税期間となります。

- * 「消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書」、「事業廃止届出書」、「合併による法人の消滅届出書」や「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」等このパンフレットで紹介していない届出書、承認申請書等については、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。
- * 各届出書、承認申請書等の様式は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。
- * さらに詳しくお知りになりたいことがありましたら、国税庁ホームページをご覧ください。又は電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。
- * 各届出書はe-Taxでも提出することができます（詳細はe-Taxホームページへ（www.e-tax.nta.go.jp））。



この社会あなたの税がいきている